

（基本事項）

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）第 169 条の規定により公告します。

なお、基本事項については本公告に記載していますが、個別事項については別表に記載していますので注意して下さい。

令和 5 年 5 月 1 6 日

大台町長 大森 正信

1. 入札に付する工事概要

（1）工事概要等

工事番号及び工事名、工事場所、工事概要、工期、予定価格、参加資格に関する事項については、「公告（別表）」（以下「別表」という。）に記載しています。

2. 競争参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、申請書の提出日から落札決定日までの期間中、別表及び次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。なお、別表で入札参加形態を特定建設工事共同企業体としている場合は、その全ての構成員が、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。ただし、代表者のみを条件としている項目は除きます。

- （1）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による別表で指定する建設業の許可を受けた建設業者であること。
- （2）法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ有効期限内であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （4）大台町建設工事に係る一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （5）大台町建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成 19 年大台町告示第 232 号）（以下「要領」という。）による、資格（指名）停止を受けている期間中でないこと、かつ、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。
- （6）別表「地域要件」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。経営事項審査結果の総合評価値等が記載されている場合、経営事項審査結果の総合評価値に係る審査基準日は、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの期間内であるものとしします。ただし、合併又は分割その他組織変更を行った法人で、国土交通省通知の規定に基づく経営事項審査を受審した法人にあっては当該通知に定める合併等の期日のものとしします。
- （7）別表「企業要件」の「同種工事の施工実績」欄に記載がある場合、当該要件を満たす者であること。

（基本事項）

（８）別表「技術要件」の「配置予定技術者」欄に記載がある場合、当該要件及び次の基準を満たす者を契約時に配置できる状況にあること。

ア 三重県公共工事共通仕様書 1-1-1-43 の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

イ 法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

エ 本件の競争参加確認申請書の受付最終日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

（９）本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次の各号に該当する者とします。ただし、別表「設計業務受託者」欄に記載がない場合は条件としません。

ア 本工事の設計業務の受託者
別表で記載しています。

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

- ① アに掲げる受託者の発行済株式総数の 50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 50%を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

3. 入札手続等

（１）設計図面並びに仕様書の閲覧等

ア 設計図面並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。

- ① 閲覧期間 公告の日から入札日（開札日）の前日までとします。
- ② 閲覧場所 大台町ホームページで公開します。

ホーム⇒行政情報⇒入札・契約⇒一般競争入札の公告

（２）質問事項等（設計図書等）

設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり書面（様式第 6 号）により受け付けます。なお、電話・口頭など個別には受け付けません。

ア 質問の提出

- ① 提出期間 公告の日より別表に掲げる日までとします。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）時間は 8 時 30 分から 17 時までとします。
- ② 提出場所 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町役場 総務課

（基本事項）

電 話：0598-82-3781

ファクシミリ：0598-82-1618

- ③ 提出方法 書面は持参又は電送（ファクシミリ）にて受け付けますが、電送（ファクシミリ）の場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。

イ 質問に対する回答

- ① 回答方法 大台町ホームページにおいて、閲覧に供することにより回答します。
ホーム⇒行政情報⇒入札・契約⇒一般競争入札の公告
- ② 回答期限 原則として受付けた日を含め3日以内に回答します。（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

（3）競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

期限までに申請書及び資料を提出しない者又はおって競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ア 参加申請時に提出する書類

次の書類を別表に記載する日の 17 時までに提出してください。提出の方法は持参又は郵送とします。

競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札時に提出する書類

次の書類を入札書の投函と同時に提出してください。

工事費内訳書 ※詳細は、入札条件書を参照してください。

ウ 落札候補者となった場合に提出する書類

次の書類を入札会当日の 17 時までに総務課に提出してください。提出の方法は持参によるもののものとします。期限までに提出のない場合は、無効として取り扱います。なお、事後審査の結果、資格の要件を満たさないことから落札候補者が無効となり、次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、大台町が指定する日時までとします。

なお、別表によって、同種工事及び配置予定技術者の施工経験等を条件としていない場合は提出の必要はありません。

① 同種工事の施工実績（様式第3号）

※コリンズのカルテ受領書に、要件となる工事の内容の記載がない場合は、その内容がわかる範囲の仕様書も併せて添付してください。

② 配置予定の主任技術者等の資格・工事経歴（様式第4号）

（4）競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前に実施する事前条件審査及び開札後に実施する参加資格事後審査とし、確認する項目は次のとおりとします。ただし、参加資格事後審査については落札候補者のみ実施することとします。

ア 事前条件審査項目

入札参加希望者の建設業許可業種・経審点数・地域要件等の基本項目に係る事項

イ 参加資格事後審査項目

（基本事項）

競争参加資格に関するすべての項目

（５）競争入札参加資格の確認結果は、原則として別表に掲げる日に通知（発送）します。

（６）競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、追加資料の提出又は再提出を求めることがあります。

（７）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求められます。

ア 提出期間 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から別表に掲げる日までとします。

イ 提出場所 〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町役場 総務課 TEL：0598-82-3781

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参又は郵送によるものとします。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

（８）入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別添の入札条件書によります。

ア 入札執行回数は、１回を限度とします。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。

（９）入札（開札）の日時及び場所

ア 入札（開札）日時 別表に記載しています。

イ 入札（開札）場所 別表に記載しています。

４．その他

（１）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

大台町会計規則（平成 27 年大台町規則第 36 号）（以下「会計規則」といいます。）第 171 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。なお、会計規則第 195 条第 2 項により契約保証金の納付に代えることができます。詳細は入札条件書を参照してください。

また、会計規則第 196 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第 2 号に規定する工事履行保証委託契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

（基本事項）

（２）入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第 176 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札並びに入札条件書に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、競争参加確認申請日から開札日（落札者の決定）までの間において、要領に基づく資格(指名)停止を受けた者及び２の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

（３）落札者の決定

ア 会計規則第 172 条の規定に基づいて作成された予定価格から会計規則第 173 条の規定に基づき作成された最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が２人以上あるときは、当該入札者により即時くじにより落札者を決定します。

ウ 大台町建設工事等の談合情報対応マニュアル第 1 の 1（２）エに該当する場合で入札の結果、談合情報どおりとなった場合は、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

（４）落札の失効

落札者が決定された日から５日以内（別に指定する場合は指定された日まで）に契約書（大台町議会の議決を要する工事にあつては、仮契約書）を提出しないときは、会計規則第 192 条第 2 項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

（５）議会議決案件

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年大台町条例第 46 号）に基づく大台町議会の議決を要する工事にあつては、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、大台町議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

（６）契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、落札決定を取り消すことができるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、落札決定を取り消すことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留又は本契約の締結を保留します。

ア 要領の別表第 2 - 1 「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

イ 要領の別表第 2 - 2 「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき

ウ 要領の別表第 2 - 3 「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき

（基本事項）

（７）支払条件

ア 前金払の割合

契約金額の 10 分の 4 以内とします。ただし、契約金額が消費税及び地方消費税を含む額が 100 万円以上の契約を対象とします。

また、前述の前金払以外に次に掲げる一定の要件を満たせば中間前金払として、前金払に追加して契約金額の 2 割を超えない範囲の額を支払う前金払の制度があります。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること
- ② 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること

イ 部分払いの割合及び回数

工事又は製造その他の請負契約について既済部分の代価の 10 分の 9 の範囲内において部分払いをすることができます。ただし、前金払を受けている場合は、既済部分の率に対応する当該前金払の金額を前述の部分払の金額から差し引くものとします。２回目以降についてもその都度、前述のとおり考え方により部分払の金額を算出します。また、回数は次のとおりです。特に必要ある場合は回数を増減することができます。

100 万円以上 500 万円未満	1 回
500 万円以上 1,000 万円未満	2 回以内
1,000 万円以上 2,000 万円未満	3 回以内
2,000 万円以上 5,000 万円未満	4 回以内

5,000 万円以上のものについては、契約金額を 1,000 万円で除して得た整数部分の回数以内

（８）変更契約

契約後の設計変更の際には、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

（９）入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないとき、及び入札者が 2 者を満たさなくなったときは、入札を中止することがあります。

（10）入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（11）申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、要領により資格(指名)停止を行うことがあります。

（12）本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

（13）この公告に定める他は、入札条件書により取り扱いますので参照してください。

（14）本公告に関する問い合わせ先

〒519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750 番地
大台町 総務課 総務係 TEL：0598-82-3781